

令和3年4月14日判決言渡・同日原本交付 裁判所書記官  


令和2年(ワ)第194号 債務不存在確認・損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和3年2月26日

判 決

5 山形市小白川町1-4-12 山形大学理学部内

原 告 天 羽 優 子

埼玉県越谷市越ヶ谷1丁目3番14号 博進ビル6階

被 告 株式会社ウルフアンドカンパニー

代表者代表取締役 大 竹 誠 一

10 主 文

- 1 別紙記事目録記載の記事における原告のコメントに基づく原告の被告に対する発言の撤回義務、被告の商品が安全である旨を宣言する義務及び金銭支払義務がないことを確認する。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用については、これを5分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

15 事実及び理由

第1 請求

- 1 主文第1項同旨
- 20 2 被告は、原告に対し、20万円を支払え。

第2 事案の概要

本件は、報道機関からの取材に応じて別紙記事目録記載の記事（以下「本件記事」という。）において別紙記事目録記載のとおりのコメント（以下「本件コメント」という。）をした原告が、被告から訴訟を提起するという恫喝を伴つて本件コメントの撤回や被告の商品が安全である旨の宣言を要求されていると主張して、本件コメントに基づく被告に対する発言の撤回義務、被告の商品

25

が安全である旨を宣言する義務及び金銭支払義務（以下、併せて「本件発言撤回等義務」という。）を負わないことの確認を求めるとともに、訴訟提起を余儀なくされたことによって労力や精神的負担を強いられたと主張して、被告に対し、不法行為による損害賠償として20万円の支払を求める事案である。

5 1 前提事実（争いがない事実及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

- (1) 原告は、山形大学理学部の准教授であり、被告は、次亜塩素酸水製造装置及び噴霧装置の販売を主たる業務としている会社である。
- (2) 原告は、新型コロナウイルスの感染拡大防止策に関して、BuzzFeed Newsによる取材に応じた。

10 その結果、令和2年6月3日、原告による本件コメントを含む本件記事が公開された。

- (3) 被告は、原告に対し、同月14日、本件記事に関する「苦情抗議」であるとして、「当社及び正しい方法で次亜塩素酸水を製造している会社に対して、貴殿は営業妨害、業務妨害をしています。」「貴殿がマスコミ各社に対し訂正の報道を行わないのであれば、貴殿を提訴します。私は弁護士無で裁判が行える能力を持っていました。裁判所は当社の本社のある埼玉県越谷市の簡易裁判所です。」などと記載したメールを送信した。

20 被告は、原告に対し、同月16日、「貴殿が当社が添付資料やエビデンスを見て発言を撤回し、様々なメーカーがあり、ウルフアンドカンパニーが販売する製品は安全だと認めれば訴訟の提起を取り下げるとも考えます。」などと記載したメールを送信した。

25 被告は、原告から同年7月1日付けの内容証明郵便により原告に対する提訴の有無を2週間以内に決定しない場合は原告が被告を訴えると通知され、同月6日、原告に対し、「明日は法廷で私が2100万円の損害賠償を求めている被告と弁護士をオラオラして涙目にさせてきます。当然、私は弁護士無しです。そこら辺の出来損ない弁護士よりは力ありますよ。弁護士は文書

では強い事書きますが、法廷で会うとへなちょこばかりですね。文武両道の私とは違います。越谷の裁判所の裁判官の部屋を知っています、関係者以外知らないのですが、何故か私は知っています。越谷の裁判所では、私が法廷に行くと厳戒態勢で、裁判官の部屋の前に防刃手袋をつけた職員が立ちます。」などと記載したメールを送信した。

## 2 争点及び当事者の主張

### (1) 本件発言撤回等義務の存否

#### ア 原告の主張

原告の本件コメントは、消毒について病院で行われている標準的な方法を示し、商品や企業を特定せずに消毒についての原則を述べたものにすぎないから、これが被告の営業とは相容れないものであったとしても、原告が本件発言撤回等義務を負う理由はない。

原告は、被告が原告には本件発言撤回等義務があるとする主張を維持しているため、いつ訴訟を提起されるか分からないという不安定な状態に置かれているから、このような状態を解消するため、原告には本件発言撤回等義務がないことの確認を求める。

#### イ 被告の主張

争う。

### (2) 被告の違法行為及び原告の損害の有無

#### ア 原告の主張

被告は、原告に対して、「越谷の裁判所では、私が法廷に行くと厳戒態勢で、裁判官の部屋の前に防刃手袋をつけた職員が立ちます。」などとするメールを送信し、訴訟の際に暴力行為に及ぶことを暗示して、原告を脅している。

原告は、上記のような恫喝に基づいて義務のないことを強要しようとする被告に対して本件訴訟を提起せざるを得なくなり、訴訟に対応するため

の準備、証拠の整理、調査のために労力を要し、これに付随した精神的な負担も受けている。このような原告の損害を金銭的に評価すれば20万円を下回ることはない。

イ 被告の主張

5 争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)(本件発言撤回等義務の存否)について

本件記事と本件コメントの内容は別紙記載のとおりであり、新型コロナウイルスの感染拡大防止策に関して、次亜塩素酸水を噴霧する方法は推奨されないということを一般的な科学的知見として紹介するものである。

そして、このような一般的な科学的知見の表明について、これを表明した者が発言を撤回すべき義務を負ったり、被告が取り扱う次亜塩素酸水噴霧装置が安全である旨を宣言すべき義務を負ったりするとすべき法的根拠を見出しができないことは明らかである。

15 また、本件記事及び本件コメントは、別紙のとおり、特定の業者や商品等について言及するものではないから、被告の具体的な何らかの法的利益を損ねるものであると評価することはできず、原告が被告に対して本件コメントに基づき損害賠償義務その他の何らかの金銭支払義務を負うとすべき法的根拠を見出すこともできない。

20 以上のとおりであるから、本件発言撤回等義務がないことの確認を求める原告の請求は理由がある。

2 争点(2)(被告の違法行為及び原告の損害の有無)について

原告は、被告の訴訟提起を予告した上で本件コメントの撤回要求等に対応するため本件訴訟の提起を余儀なくされて損害を被ったと主張する。

25 しかしながら、何らかの紛争を生じた際に、紛争の相手方に対して一定の要求を提示するとともに、その要求に応じない場合は訴訟を提起すると告知した

り、引き続いて訴訟を提起したりすること自体は、正当な権利行使であって、これを違法ということはできない。そして、紛争を生じた場合に生ずる訴訟に係る負担は、特段の事情がない限り、社会的に受忍すべきものである。

また、被告は、原告に対して送信したメールにおいて、前提事実のとおり、被告代表者が訴訟手続に習熟している旨を告知するのみならず、裁判所で粗暴な振舞いをしたことがあることを暗示しており、訴訟提起を予告することで原告を萎縮させようとしていることが窺われ、また、当該メールの内容は相当とはいえないものであるが、原告に対して直接的に危害を加えることを告知しているものとまではいえない。

さらに、原告の主張によれば、原告は20年以上にわたり「水商売ウォッチング」と称するウェブページを制作して「水や水溶液に関わる科学を装った怪しい言説を指摘する」という啓発活動をしているというのであるから、そのような活動に伴って一定の対応を余儀なくされるという負担を受けることは想定されていたものと推認される。

以上を総合すると、本件においては、少なくとも原告が受忍限度を超える損害を被っていると認めることは困難であり、他に、原告が何らかの損害を被っていることを窺わせる特段の事情があることを認めるに足りる証拠はない。

以上のとおりであるから、原告の不法行為に基づく損害賠償請求は理由がない。

3 よって、主文のとおり判決する。

山形地方裁判所民事部

裁 判 官

貝原・信之



## 別 紙

### 記 事 目 錄

<https://www.buzzfeed.com/jp/kensukeseya/covid-mist>

5 上記URLの BuzzFeed News の令和2年6月3日公開の「大量に商品が出回る「次亜塩素酸水」の危険 科学者「一番怖いのは...」」と題する次の記事

「みんなが使っているから、安全・安心だ」「厚労省が食品添加物に指定しているから安全だ」という考えが広がっている。科学者が警鐘を鳴らす。

10 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、自治体の無料配布や、各メーカーの販売などによって広く流通するようになった「次亜塩素酸水」の使用方法について、科学者たちが警鐘を鳴らしている。

物理化学が専門の京都女子大学名誉教授・小波秀雄さんと、生物物理や化学物理が専門の山形大学理学部の天羽優子准教授だ。

15 2人の主張には、「次亜塩素酸水を噴霧し、吸入してはならない」という共通点がある。BuzzFeed Newsは、それぞれに話を聞いた。

中略（小波秀雄関係の記事）

一方で、山形大学の天羽准教授も、噴霧した次亜塩素酸水を「吸入してはいけない」と声をあげる。

20 研究室のHPにおいて、次亜塩素酸水が「消毒薬は、程度の差があるだけで、人体にとっては劇物や毒物である。従って、菌やウイルスとだけ反応して、人体とは反応しないような、都合の良い消毒薬は存在しない」と注意喚起する。

たとえ消毒用アルコールであっても、長時間にわたって指先を浸したり、何回も使用したりすれば手荒れを起こす。目や鼻の奥などの粘膜に触れたら刺激が強く、炎症を起こしてしまう。その蒸気を吸っていれば、肺を痛める恐れもあるのだ。

噴霧しても「安全」と謳う商品について、「安全なかわりに殺菌に有効な濃度が

出でていないのではないか。もしくは、安全性の確認の実験が甘いかどちらかではないか」とBuzzFeed Newsに話した。

「消毒薬のミストでどうにかできるなら、とっくに病院が実践しているはずです」  
天羽准教授は、次亜塩素酸水が有用ならば、政府から安全に、確実に使う方法が近々  
5 決まるはずだ。だから、今は使うべきではなく、病院でも使えるようなマニュアル  
が発表されてから手を出すべきだという考えだ。

医療現場においては、人がいる空間において消毒薬の噴霧は推奨しないのが「原則」だとしたうえで、「まずは原則に従うのが当然なのである。マニュアルとして確立するまでは、その消毒方法は無効と判断するのが、安全側に振った考え方」と  
10 推奨している。

以上

これは正本である。

令和3年4月14日

山形地方裁判所民事部

裁判所書記官 富 横 卓 也



